

2022年6月14日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

むさし証券株式会社

取締役社長 野村 眞

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止および株主様の安全確保の観点から、間隔を空けた座席配置や株主総会の運営スタッフのマスク着用、さらに状況に応じ必要な措置を講じさせていただきます。ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催当日の市中感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防ならびに円滑な議事運営にご協力のほどお願い申し上げます。

また本株主総会は書面での議決権行使をお選びいただけますので、是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面での議決権行使に際しましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
大同生命さいたま大宮ビル9階
当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および計算書類内容報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況により株主総会の運営会場等に変更が生じる場合、また株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。（<https://www.musashi-sec.co.jp/>）
 3. 当日は当社ではカーボンニュートラル推進の一環として軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

（配当金のお支払いについて）

当社は2022年4月27日開催の取締役会において、2022年6月15日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき15円の剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。

つきましては、同封の「第77期期末配当金領収証」をご高覧の上、銀行取扱期間中（2022年6月15日から2022年7月29日まで）にお受け取り願います。また、銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込みについて」を同封いたしましたのでご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内株式市場は、新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）による世界的な感染拡大や米金利の上昇圧力、さらに、国内においても同ウイルスの感染が再拡大したことなどを受け、経済正常化への先行き不透明感が高まったことから8月まではもみ合う展開となりました。

9月に入ると、菅首相が自民党総裁選挙への不出馬を表明したことで新政権に対する期待感から上昇しましたが、その後は利益確定の売りや中国不動産大手の債務を巡る問題などをを受けて下落基調となりました。年末にかけては国内企業の良好な決算発表が支援材料となる一方で、半導体不足や同ウイルスの新たな変異型（オミクロン型）の感染拡大への警戒感から株価はボックス圏での展開となりました。

年明け以降は米金利政策の転換に伴う利上げ加速への警戒感、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済制裁の影響による資源価格の高騰から世界経済の減速が懸念され、日経平均株価は3月8日に25,000円割れとなりました。しかしその後は、原油価格の上昇一服やロシアとウクライナの停戦交渉進展への期待、米金融政策を巡る過度な警戒感の後退等から上昇に転じ、結局、日経平均株価の終値は27,821.43円となりました。

当社は、このような環境下、当社独自の感染防止のガイドラインを設け、お客さまと社員の安全を最優先したアポイント前提の訪問活動などの対策に徹底して取り組むことで業務運営態勢を維持しました。

営業活動においては、株式市況が総じて軟調に推移したことを受けて国内外株式に関する手数料収入は減収基調となったものの、法人を中心とした大口資金運用ニーズに的確に対応した仕組債提案による債券トレーディング収入は増収を確保しました。また、長期運用手段として投資信託をご提案する営業活動、新規口座の獲得による顧客基盤の拡大にも努めました。

これにより当事業年度の業績は、営業収益は48億14百万円（前年同期比89.9%）、純営業収益は46億62百万円（同90.1%）となりました。また、販売費・一般管理費は46億11百万円（同95.6%）となり、その結果、営業利益は51百万円（前年同期は3億51百万円の利益）、経常利益は2億90百万円（同5億21百万円の利益）、当期純利益は2億60百

万円（同3億61百万円の利益）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を前提としつつ、業績を勘案した結果、1株当たり15円とさせていただきます。

業績の主な内訳は下記のとおりであります。

① 受入手数料

委託手数料は、国内及び米国株式市場が新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い低迷した結果、24億74百万円（前年同期比81.1%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、11百万円（同144.6%）となりました。この手数料の株式と債券の構成比率は、それぞれ96.5%、3.4%となっております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、コロナ禍での感染防止・抑制による営業活動縮小の結果、2億74百万円（同87.6%）となりました。

その他の受入手数料は、投資信託の信託報酬等の増収により、4億55百万円（同117.4%）となりました。

その結果、受入手数料は、32億15百万円（同85.6%）となりました。

② トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、6億47百万円の利益（前年同期比82.0%）、債券・為替等トレーディング損益は、4億26百万円の利益（同136.5%）となりました。

その結果、トレーディング損益は、10億74百万円の利益（同97.4%）となりました。

③ 金融収支

金融収益は5億24百万円（前年同期比105.6%）、金融費用は1億51百万円（同83.4%）となりました。

その結果、金融収支は3億72百万円の利益（同118.4%）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、賞与引当金の減少等による人件費の減少等により、46億11百万円（前年同期比95.6%）となりました。

⑤ 特別損益

特別損益は、金融商品取引責任準備金繰入等により、2百万円の損失（前年同期は27百万円の損失）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

区 分	第76期 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)		第77期(当事業年度) (2021. 4. 1～ 2022. 3. 31)	
		構成比		構成比
株 券	3,012 ^{百万円}	80.1%	2,464 ^{百万円}	76.6%
債 券	1	0.0	1	0.0
受益証券	678	18.0	669	20.8
そ の 他	64	1.7	80	2.5
計	3,756	100.0	3,215	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億8百万円であります。その主なものは、グループウェアシステム入替に係るパソコンの購入費用、顧客サービス強化に伴うソフトウェアの投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または、新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 他の会社の株式の取得または処分
該当事項はありません。
- ② 他の会社の新株予約権等の取得または処分
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染収束への道筋が依然として見通せない環境下ではありますが、外訪活動や出勤体制の機動的運用、職場内の感染防止策、感染予防のための社員の行動管理などに徹底して取り組むことにより安定的な業務運営態勢を堅持してまいります。

内外環境が変化しても、当社が目指す金融会社像に変化はなく、これを実現するための一つひとつの経営課題に対して地道かつ着実に取り組み、前進してまいります。

- ①当社は、お客さま本位の業務運営の徹底とお客さまの利益を最優先する企業風土の更なる浸透に向け、ビジネスモデルの変革にチャレンジしてまいります。お客さま第一主義を追求し、お客さまの利益を最優先した行動に徹することにより、パートナーとして頼りにされ、圧倒的な存在感を有する地域NO.1の証券会社を確立し、企業価値の一層の向上に取り組めます。
 - ②「勉強と情報収集を重ね、より質の高い内外株式の提案ができる証券会社」「お客さまのことをよく知り、ふさわしい資産配分提案ができる証券会社」を目指して、社員一人ひとりの知見を積み上げるとともに、お客さまとの緊密なコミュニケーションを通じて、ご意向やニーズに的確に対応する商品やサービスの提供、お客さまのお悩みや困りごとを解決するためのサポートに徹底して取り組んでまいります。
 - ③さらに、DX化の推進による情報提供力の強化を図るとともに、お客さまの利便性向上・事務効率化による経費削減にも取り組んでまいります。コンプライアンスの遵守を全てに優先させた業務運営に徹底して取り組むことにより証券会社としての社会的責任を果たし、継続的な成長力の確保を目指します。
- 選ばれる証券会社としてのブランドを確立することで、淘汰の進む証券業界で生き残るために全社を挙げて取り組んでまいります。

(8) 財産および損益の状況

区 分	第74期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31)	第75期 (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31)	第76期 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)	第77期 (当事業年度) (2021. 4. 1～ 2022. 3. 31)
営業収益 (うち受入手数料)	3,931 ^{百万円} (2,773)	3,966 ^{百万円} (2,949)	5,354 ^{百万円} (3,756)	4,814 ^{百万円} (3,215)
経常利益又は損失 (△)	△742	△584	521	290
当期純利益又は純損失 (△)	△710	△791	361	260
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△)	△71.07円	△79.20円	36.30円	26.75円
総 資 産	66,612 ^{百万円}	58,538 ^{百万円}	70,479 ^{百万円}	64,914 ^{百万円}
純 資 産	18,443	17,233	17,702	17,887
自己資本規制比率	617.7%	722.0%	634.1%	603.6%

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

ア. 委託売買業務

主に金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

イ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ウ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する目的で取得する業務ならびに他に取得する者がいない場合にその残部を取得する業務

エ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、政府関係機関、事業会社、金融機関等の発行する債券について、委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 有価証券関連市場デリバティブ取引業務

有価証券関連市場デリバティブ取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(11) 主要な営業所等

本店	埼玉県さいたま市大宮区
本店営業部	埼玉県さいたま市大宮区
浦和支店	埼玉県さいたま市浦和区
上尾支店	埼玉県上尾市
北本支店	埼玉県北本市
春日部支店	埼玉県春日部市
越谷支店	埼玉県越谷市
加須支店	埼玉県加須市
熊谷支店	埼玉県熊谷市
深谷支店	埼玉県深谷市
本庄支店	埼玉県本庄市
志木支店	埼玉県志木市
川越支店	埼玉県川越市
坂戸支店	埼玉県坂戸市
東松山支店	埼玉県東松山市
飯能支店	埼玉県飯能市
久米川支店	東京都東村山市
東京本部	東京都中央区
新宿支店	東京都新宿区
横浜支店	神奈川県横浜市中区
市川支店	千葉県市川市
大阪支店	大阪府大阪市中央区

(12) 使用人の状況

区分		使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職員	男子	184名	11名減	51.1才	20.3年
	女子	80名	5名減	42.7才	16.7年
歩合外務員		6名	—	71.7才	25.4年
嘱託等		49名	1名減	63.0才	25.6年
合計または平均		319名	17名減	51.2才	20.3年

- (注) 1. 使用人数には、他社への出向者は含めておりません。
 2. 2022年3月末時点では、他社からの受入出向者、パートタイマー、派遣社員等はおりません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社りそな銀行	短期借入金	1,500
株式会社埼玉りそな銀行	短期借入金	1,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
株式会社武蔵野銀行	短期借入金	100
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	100
埼玉県信用金庫	短期借入金	100
株式会社七十七銀行	短期借入金	100
株式会社みずほ銀行	短期借入金	100
東京証券信用組合	短期借入金	100
日本証券金融株式会社	短期借入金	50
	信用取引借入金	13,344

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 42,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,725,712株（自己株式274,288株を除く。）

(注) 自己株式は、前事業年度末と比較し、50株増加しております。その内訳は、次のとおりであります。

自己株式の増加

単元未満株式の買取

50株

(3) 株主数 174名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士倉庫運輸株式会社	720	7.41
大栄不動産株式会社	697	7.17
日新製糖株式会社	680	6.99
日本電子計算株式会社	666	6.85
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	638	6.56
サイボー株式会社	542	5.57
リテラ・クレア証券株式会社	462	4.75
株式会社しまむら	450	4.63
株式会社ジャノメ	420	4.31
東海運株式会社	379	3.89

- (注) 1. 2022年3月末現在の大株主上位10名を記載いたしております。
2. 持株比率は自己株式（274,288株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

【2014年8月26日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき104,600円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年10月2日から2044年10月1日まで
- ⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	97個	普通株式 9,700株	2名

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。
 3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

【2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権】

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき125,800円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 100円
- ③ 新株予約権の行使条件 取締役、執行役員もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2015年12月1日から2045年11月30日まで
- ⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役	66個	普通株式 6,600株	4名

- (注) 1. 当社は社外取締役を選任しておりません。
 2. 監査役が保有する新株予約権等はありません。

3. 上記①の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
4. 上記⑤の保有状況には、当該新株予約権が発行された時点において、当社の使用人等であった取締役が就任前に付与された新株予約権も含まれております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 高 富士夫	
代表取締役社長	野 村 眞	監査部担当
取締役常務執行役員	瀬戸本 一 雄	営業本部長兼ソリューション推進部担当兼人事総務部副担当
取締役常務執行役員	安 藤 敦	経営企画部担当
取締役執行役員	吉 原 保	営業企画部担当
取締役執行役員	富 田 昭 雄	コンプライアンス部担当
常 勤 監 査 役	三 澤 孝 彦	
監 査 役	田 口 慶 二	富士倉庫運輸(株) 常務執行役員文書営業部長
監 査 役	太 田 孝	大栄不動産投資顧問(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 田口慶二および太田孝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 2021年6月29日開催の第76期定時株主総会の終結の時をもって、監査役星野修一氏は、辞任により退任しております。
3. 2021年6月29日開催の第76期定時株主総会において、太田孝氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役（社外監査役を含む。）並びに執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「当該保険契約」という。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等の業務として行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、その1割（株主代表訴訟補償特約条項分）を各被保険者が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	6名	144百万円
監 査 役	4名 (うち社外監査役 3名)	16百万円 (うち社外監査役 4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第44期定時株主総会において、使用人分の報酬額を含まず年額300百万円以内とする決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第46期定時株主総会において、年額35百万円以内とする決議をいただいております。
3. 上記監査役の人数・報酬等の総額には、2021年6月29日開催の第76期定時株主総会の終結の時をもって退任された監査役1名を含んでおります。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係わる役員賞与引当金繰入額のうち取締役6名に対して20百万円、監査役1名に対して0百万円の金額を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

○監査役 田口 慶二

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等

富士倉庫運輸㈱の常務執行役員文書営業部長を兼職しています。富士倉庫運輸㈱は、当社普通株式を7.41%保有し、また当社との間には取引等はありませんが、その金額は僅少であります。

イ. 他の法人等の社外役員等の兼職状況等

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、監査役会12回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

○監査役 太田 孝

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等

大栄不動産投資顧問株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社の親会社である大栄不動産株式会社は、当社普通株式を7.17%保有し、当社との間に主に不動産に関する契約等があります。

イ. 他の法人等の社外役員等の兼職状況等

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催した取締役会10回全てに出席し、監査役会9回全てに出席しており、主に出身分野の業務を通じて培ってきた知識と高い見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、監査チーム体制、監査法人としての品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積り算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の独立性・品質管理体制・監査の有効性及び効率性・監査報酬等を総合的に勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況の概況

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき「内部統制システム構築に係る基本方針」を決議し、適宜これを改定しております。

当事業年度に決議した内容および運用状況の概要は次の通りです。

内部統制システム構築に係る基本方針および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は経営理念、倫理コード、行動規範等を定めた「コンプライアンスマニュアル」のもと、役職員全員が法令・定款および社会規範を遵守することにより、強固なコンプライアンス態勢の構築を図っていく。

【運用状況】

- ・取締役、執行役員・本部部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス態勢の強化を進めている。
 - ・年度ごとに個別具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗・達成状況を定期的に取締役会に対し報告を行っている。
- (2) 取締役会直轄として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢強化の具体策の検討や、問題点が発生した場合の再発防止策の協議を行っている。

【運用状況】

- ・「コンプライアンス委員会」は原則として毎月定例会議を開催し、直近のコンプライアンスに係る活動状況、問題点、解決すべき課題等を協議している。
- (3) 本部各部、各営業部店にコンプライアンス責任者を配置して各職場におけるコンプライアンスの徹底を図っていく。

【運用状況】

- ・コンプライアンスプログラムの目標および推進策、コンプライアンス委員会で報告・協議された事項を、コンプライアンス責任者を通じて社員に知らしめ、教育・指導を行っている。

- (4) 本部各部にまたがっているコンプライアンス管理を統括するため、コンプライアンス部を設置し、全体管理と教育研修を推進していく。

【運用状況】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合研修を中止し、テレビ会議システムを通じ、適宜、コンプライアンス部により教育・研修を実施している。
 - ・コンプライアンスチェックリストを作成し、その遵守状況の確認を全社員に対しアンケート形式で実施し、その内容を分析し、問題点・傾向を纏め、取締役会に報告している。
- (5) 会社法における計算関係書類を適正に作成し、さらに当社の事業内容、財務内容等を正確、公正かつ適時に開示するため、財務報告に係る内部統制の体制整備・運用・改善に努めていく。

【運用状況】

- ・取締役会にて「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、年次にて「財務統制基本計画」を策定し、体制整備・運用・評価・改善を進めている。
 - ・財務報告の適正性確保のため、代表取締役ならびに財務担当役員は会計監査人と定期的にディスカッションの機会を設け情報共有を行っている。
- (6) 内部監査担当部門により、本部ならびに営業部における業務運営ならびに内部管理体制の適切性・有効性を複合的に検証・確認し、代表取締役及び取締役会に報告し、執行部門の内部管理体制の改善・強化を図っていく。

【運用状況】

- ・監査部による監査ならびにコンプライアンス部によるモニタリング等により、業務運営ならびに内部管理体制を検証し、改善を進めている。
- (7) 業務執行上の伝達ルートから独立した報告経路として、多元的内部通報制度を設置し、更に報告者には報告したことによる不利益を受けることのないように内部管理統括責任者が管理・監督を行っていく。

【運用状況】

- ・人事総務部長・内部管理統括責任者（コンプライアンスホットライン）・監査役ならびに外部機関として日本証券業協会の内部通報支援センターの利用案内をコンプライアンスマニュアルに掲載するとともに、あわせて当社顧問弁護士への通報窓口も記載した各連絡先・方法の書面を各部店毎の業務室内に掲出し、利用方法の周知を図っている。
 - ・改正公益通報者保護法の施行（2022年6月）に向け、関連規程等の見直し、改正を実施するとともに社内周知、浸透活動を開始した。
- (8) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わず、毅然たる態度で対応する。またマナー・ローンダリング、テロ資金および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止に係る取組みを強化し、内部管理態勢の構築、改善に努めていく。

【運用状況】

- ・「反社会的勢力に対する基本方針」、「行動規範」、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」、「マナー・ローンダリング等防止に係る基本方針」を定め、顧客取引に関する約款・規程等、および社員向けのコンプライアンスマニュアル等に明記し周知徹底を図っている。また反社会的勢力の排除のため反社チェックならびに疑わしい取引の監視、管理を厳格に行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社の全ての職務執行に係る情報・文書の取扱は法令並びに社内の文書取扱規程に則り、適切な整理、保管、保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持していく。

【運用状況】

- 情報資産については、社内規定に則り、社内・外部委託先（文書管理会社及びデータセンター）で機密性・完全性・可用性を確保しつつ適正に管理・保管している。また本社各部署が締結した契約書類は原則、一括集中管理している。
- (2) 当社は情報資産を安全・確実に保護するための統一方針として「セキュリティポリシー」を定め、役職者全員が情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、当社の情報セキュリティが確保できる体制を維持していく。

【運用状況】

- 「セキュリティポリシー」の下、情報およびサイバーセキュリティ等に係る基本方針ならびに対策基準を定め、内外環境変化に応じた対策高度化のロードマップを策定し情報資産の保護強化に努めている。
- 各種防御システム等の導入によりセキュリティ水準の強化を進めている。また外部委託先に対する情報管理を含む業務執行能力・運営体制・財務内容等委託先の適格性を確認している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクに対する基本方針・基本事項は取締役会で決定し、リスクカテゴリー毎に管理部署を定め、リスク管理体制を明確化し、社内各部署のリスク管理を統括する部署として経営企画部が網羅的・統括的に管理状況をモニタリングしていく。また常設の危機管理委員会を設置し、災害や障害など緊急事態に陥った際の組織体制ならびに指揮命令系統及び業務運営手順等を明確化し、業務の早期回復のための危機管理対応の実効性を確保していく。

【運用状況】

- 取締役会において「リスク管理基本方針」を定め、本方針の下で各種リスク管理に関する規程、細則、マニュアル等を規定し、リスク管理体制を構築し、対処している。
- 各種リスクのモニタリング状況をまとめ、毎月の取締役会で報告している。
- 「統合リスク管理運営規程」に基づき、半期毎に当社が許容できるリスク量に対応する資本を業務別に配分し、毎月その使用状況を取締役会で報告している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いBCP対策本部を設置し、各種感染防止策の施行、管理、徹底を図り、業務の継続性を確保している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会」は取締役12名以下で構成し、取締役会規程に基づいて、毎月開催される定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督していく。

【運用状況】

- ・当事業年度は、テレビ会議システムでの参加者を含め本社において13回の取締役会を開催し、重要事項の協議、決定ならびに取締役の業務執行状況を確認している。
- (2) 当社では執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にするとともに、業務執行機能の強化を図っていく。取締役および執行役員によって構成される「経営会議」は「取締役会」において決定された経営基本方針に基づき、業務執行の具体的方針および計画の策定、「取締役会」に付議すべき事項等について審議・決裁を行い、経営諸施策に関する報告・検討を行っていく。

【運用状況】

- ・当事業年度はテレビ会議システムでの参加者を含め本社において、12回の経営会議を開催し、諸施策の協議、決定ならびに業務執行状況を確認している。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社創業100周年記念事業の一環として、当社と連携して地域貢献活動を進めることを主目的として設立した一般財団法人むさしコミュニティ振興財団については、経営企画部長がその職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会に報告を行っていく。

【運用状況】

- ・一般財団法人むさしコミュニティ振興財団の事業計画、収支計画およびその執行状況および実績について特段の問題がないことを確認している。

6. 監査役補助使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役からの求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役会事務局及び監査役スタッフを置くこととする。

【運用状況】

- ・監査役会事務局を設置し、監査役スタッフとして現在1名を配置している。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して取締役からの独立性を保障する。

【運用状況】

- ・監査役スタッフは、取締役の指示に左右されることなく、独立性を保障されて監査役からの指示に従って業務にあたっている。
- (3) 監査役スタッフの任命・異動・人事考課・懲戒については監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得るものとする。

【運用状況】

- ・監査役スタッフに対する人事権の行使に際しては、監査役と事前協議を行い、監査役の同意を得ている。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告する。

【運用状況】

- ・報告すべき損害規模の基準を明確化するとともに、基準に達しないものを含めリスク発現認識時には直ちに監査役に報告するよう努めている。
 - ・常勤監査役は監査役監査の中で、社員との個別面談を通じ、様々な情報の収集に努めている。
 - ・常勤監査役は取締役会の他、経営会議、コンプライアンス委員会等の当社重要会議の全てにオブザーバーとして出席しており、業務運営上発生した当社経営に影響を与える事象を適宜、確認している。
- (2) 監査役の調査権限、是正権限、報告権限、その他権限を保障し、その責務を適切に遂行できる体制を確保していくとともに、内部監査結果については監査役に報告し、監査役から指示があるときは、指示に基づき内部監査を行う体制とする。

【運用状況】

- ・監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名から構成され、定時株主総会終了後の監査役会で監査基本方針を定めて監査役監査を実施し、原則として月1回以上の監査役会を開催し、監査役監査の執行状況を確認しており、監査役監査執行における阻害要因は現状発生していないことを確認している。
- (3) 各監査役の「取締役会」への出席の他、常勤監査役の経営会議、その他の重要会議への出席、ならびに重要書類の閲覧、業務遂行状況の聴取等を定期的実施し、監査役が業務執行全体の監査を実施できるよう体制を確保する。
- また、常勤監査役は内部監査担当部門と緊密な連携および会計監査人と定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報交換を行えるものとし、更に内部監査担当部門は監査役監査遂行を補助する体制を確保していく。

【運用状況】

- ・監査役3名は原則毎月の取締役会にテレビ会議システムでの参加を含め、全員が出席している。また常勤監査役は当社のその他の重要な諸会議にもオブザーバーとして出席し、取締役等に対する牽制機能および助言機能の強化を図っている。
- ・内部監査担当部門が実施した監査結果は遅滞なく直接、監査役に報告され、緊密な連携を図っている。
- ・会計監査人とは、決算に際し会計方針の確認、会計監査の状況確認、監査報告の内容確認等を行っている。また、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案は監査役会が決定している。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し直ちに取締役または監査役にその事実の報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないことを保障する。

【運用状況】

- ・不利益な取扱いはなく、当該事象による不利益受忍の申し出もない。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査役の職務の執行について必要な費用等を支払うこととする。

【運用状況】

- ・監査役からの職務遂行にかかる費用の請求に対し拒絶、支払遅延した事実はない。

10. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、全役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。

【運用状況】

- ・代表取締役は監査役から監査役監査の執行環境にかかる問題点の有無を聴取し、問題がないことを確認している。

- (2) 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。

【運用状況】

- ・代表取締役と監査役は定期的に会合し意見交換を行っている。

- (3) 内部監査担当部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

【運用状況】

- ・内部監査担当部門と監査役は定期・不定期の会合を行い、緊密な連携を図っている。

以 上

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨の定めを設けております。剰余金の配当につきましては、収益変動の激しい証券業界の特質を踏まえ、内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への利益還元を重視し、安定的かつ継続的な配当の実施を目指すことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		58,520,590	流 動 負 債		44,855,927
現 金 ・ 預 金		11,375,630	信 用 取 引 借 入		14,452,039
預 託		21,369,976	信 用 取 引 貸 証 受 入		13,344,391
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品		11,699	信 用 取 引 貸 証 受 入 金		1,107,647
商 品 有 価 証 券 等		11,440	有 価 証 券 担 保 借 入		1,359,219
デ リ バ テ ィ ブ 取 引		258	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入		1,359,219
約 定 見 返 勘 定 産		80,508	預 顧 客 か ら の 預 り 金		19,156,105
信 用 取 引 貸 付 金		24,909,040	そ の 他 の 預 り 金		17,308,006
信 用 取 引 貸 付 金		24,418,871	受 入 保 証 借 入		5,908,102
信 用 取 引 借 証 券 担 保		490,168	信 用 取 引 受 入 保 証		5,908,102
立 替 金		1,337	短 期 借 入		3,450,000
顧 客 へ の 立 替 金		1,337	金 融 機 関 借 入		3,400,000
募 集 等 払 込 金		79,758	未 払 金 融 会 社 借 入		50,000
短 期 差 入 保 証 金		100,105	未 払 費 用		117,423
先 物 取 引 差 入 証 拠		105	未 払 法 人 税		126,397
そ の 他 の 差 入 保 証		100,000	未 償 与 引 当 金		24,441
前 払		6,338	賞 与 引 当 金		209,197
前 払 費 用		50,265	役 員 賞 与 引 当 金		39,460
未 収 入 金		115,958	偶 発 損 失 引 当		1,524
未 収 取 益		420,218	リ 一 負 債		12,017
貸 倒 引 当 金		△248	固 定 負 債		2,087,755
固 定 資 産		6,393,693	一 般 債 務		22,680
有 形 固 定 資 産		235,342	繰 延 税 引 金 負 債		486,034
建 物		22,226	退 職 給 付 引 当		1,438,696
器 具 ・ 備 品		105,485	長 期 未 払 債 務		44,600
土 地		74,789	資 産 の 他 の 固 定 負 債		89,743
リ ー ス 資 産		32,840	引 当 金		83,424
無 形 固 定 資 産		81,695	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		83,424
投 資 そ の 他 の 資 産		6,076,655	負 債 合 計		47,027,107
投 資 有 価 証 券		5,748,988	株 主 資 本 の 部		
出 資 金		5,400	株 主 資 本		16,524,988
長 期 貸 付 金		5,334	資 本 剰 余 金		5,000,000
長 期 差 入 保 証 金		284,481	資 本 準 備 金		2,031,974
長 期 前 払 費 用		2,040	資 本 剰 余 金		1,250,000
そ の 他 の 投 資 等		49,265	利 益 剰 余 金		781,974
貸 倒 引 当 金		△18,855	利 益 剰 余 金		9,792,783
資 産 合 計		64,914,283	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		9,792,783
			別 途 積 立 金		832,147
			繰 越 已 済 利 益 剰 余 金		8,960,635
			自 己 株 式		△299,769
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		1,327,186
			そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,327,186
			新 株 予 約 権		35,001
			純 資 産 合 計		17,887,176
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		64,914,283

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	内 訳	金 額
営業収益		
受入手数料		3,215,961
委託手数料	2,474,043	
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	11,713	
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	274,913	
その他の受入手数料	455,290	
トレーディング損益		1,074,106
株券等トレーディング損益	647,371	
債券等トレーディング損益	411,365	
その他トレーディング損益	15,369	
金融収益		524,191
営業収益計		4,814,260
金融費用		151,500
純営業収益		4,662,759
販売費・一般管理費		4,611,207
取引関係費	664,255	
不動産関係費	2,788,936	
事務債却費	410,619	
価税公課	540,176	
租の他の販売費・一般管理費	71,832	
	82,562	
	52,824	
営業利益		51,551
営業外収益		240,087
営業外費用		1,457
経常利益		290,181
特別利益		0
固定資産売却益	0	
特別損失		2,440
金融商品取引責任準備金繰入	728	
固定資産除却損	420	
店舗整備損	685	
和解金	500	
減損	105	
税引前当期純利益		287,741
法人税、住民税及び事業税		27,552
法人税等調整額		△40
当期純利益		260,228

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	5,000,000	1,250,000	781,974	2,031,974	832,147	8,846,293	9,678,441	△299,712	16,410,703
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△145,886	△145,886		△145,886
当期純利益						260,228	260,228		260,228
自己株式の取得								△57	△57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	114,342	114,342	△57	114,284
当 期 末 残 高	5,000,000	1,250,000	781,974	2,031,974	832,147	8,960,635	9,792,783	△299,769	16,524,988

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,256,981	1,256,981	35,001	17,702,685
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△145,886
当期純利益				260,228
自己株式の取得				△57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	70,205	70,205		70,205
当期変動額合計	70,205	70,205	—	184,490
当 期 末 残 高	1,327,186	1,327,186	35,001	17,887,176

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲並びに評価基準及び評価方法

当社は時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること並びにその損失を減少させることを目的として自己の計算において行う、有価証券の売買取引、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及びその他の取引等をトレーディングと定め、時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

i. 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお新型コロナウイルス感染症拡大に伴う著しい市場変動が発生し顧客の信用力が棄損する可能性があります。取引に際しては必要な保全措置を講じており、一般貸倒引当金への影響は限定的であります。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております（執行役員に対する賞与引当金を含む）。

(4) 偶発損失引当金

従業員の不正等に伴う顧客への今後の損害賠償金の支払いに備えるため、その経過等の状況に基づく将来の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う経済への影響に関して、2022年度中は徐々に収束に向かうとの仮定をおいております。

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

減損損失 105千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

(損益計算書に関する注記) 2. 減損損失に記載しております。

② 主要な仮定

会計上の見積りを行うにあたって、新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う経済の影響に関して、2022年度中に徐々に収束に向かうとの仮定をおいて当期以降の業績見込みを行っております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症が徐々に収束に向かうと仮定して業績見込みを行っておりますが、今後の影響については不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保にかかる債務

担保に供している資産の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

被 担 保 債 務		担保に供している資産	
種 類	期 末 残 高	投資有価証券	差入保証金
		質 権	
短期借入金	50,000	78,550	—
証券金融会社借入金	50,000	78,550	—
信用取引借入金	13,344,391	—	—
計	13,394,391	78,550	—

(注) 1. 担保に供している資産は期末時価によるものであります。

2. 貸借対照表に計上されている上記資産のほかに、自己融資の本担保証券553,784千円及び受入保証金代用有価証券6,917,767千円を上記債務の担保に供しております。

なお、信用取引借入金の本担保証券は13,241,902千円及び信用取引貸証券は1,174,093千円であります。

また、消費貸借契約により貸し付けた有価証券は1,349,521千円であります。

3. 先物取引等の証拠金として、投資有価証券444,281千円を差入れております。

4. 外国株式取引等の保証金として、現金100,000千円を差入れております。

5. 信用取引貸付金の本担保証券24,592,971千円、信用取引借証券479,513千円、受入証拠金代用有価証券225,307千円及び受入保証金代用有価証券37,470,234千円の差入を受けております。

消費貸借契約により貸し付けた有価証券の担保として、有価証券担保借入金1,359,219千円の差入を受けております。

2. 資産にかかる減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は988,149千円であります。

3. 保証債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業外収益の内訳

主なものは投資有価証券受取配当金166,160千円であります。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて、評価額の下落により減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	減損損失
遊休資産 (売却予定資産)	千葉県木更津市 栃木県那須郡	土 地	0千円
		土 地	104千円

(グルーピングの方法)

管理会計上で区分した部及び支店を、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として行っております。また、遊休資産については、個別単位で行っております。

(回収可能額の算定方法等)

建物、建物附属設備、構築物、資産除去費用資産及びソフトウェアについては、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、回収可能額を零として算定しております。

土地及び遊休資産については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準に算定した正味売却価額によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	10,000,000	—	—	10,000,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	274,238	50	—	274,288

(変動事由の概要)

自己株式増加の内訳

単元未満株式の買取

50株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 取締役会	普通株式	145,886	15.00	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	145,885	15.00	2022年 3月31日	2022年 6月15日

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 31,100株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	75,741千円
賞与引当金にかかる社会保険料	8,876千円
繰越欠損金	673,200千円
退職給付引当金	438,227千円
長期立替金償却	22,301千円
金融商品取引責任準備金	25,410千円
投資有価証券評価損	254,194千円
会員権評価損	3,393千円
減損損失	83,157千円
未払退職慰労金	13,585千円
貸倒引当金	5,819千円
減価償却費の償却超過額	35,245千円
資産除去債務	27,335千円
新株予約権	10,661千円
その他	21,419千円
繰延税金資産小計	<u>1,698,570千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△673,200千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,025,370千円</u>

評価性引当額小計

△1,698,570千円

繰延税金資産合計

一 千 円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△485,791千円
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△243千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△486,034千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等、金融商品の取扱いを主たる業務としております。

これらの業務を行うための資金は、自己資金や金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期間の決済性預金や、信用取引等における顧客への貸付金のほか、多様な運用ニーズを持つお客さまとの取引を目的とするトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、業務運営のための預金、金融商品取引法の規定に基づき国内において信託会社等に信託している預託金、信用取引業務における顧客への信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券等のほか、顧客の有価証券の売買等により受け入れた預り金等があります。

これらのうち、預金・預託金及び信用取引貸付金は、それぞれ関係当事者の信用リスクにさらされております。

また、預金には外貨預金もありますが、外貨預金については信用リスクのほか、為替変動リスクにもさらされております。

自己の計算に基づき保有する商品有価証券は、債券が中心であり、顧客販売目的のトレーディング業務等のために保有しております。また、投資有価証券につきましては上場・非上場の株式等で、資本政策の一環として保有するもの等であり、これらは、市場価格の変動リスクや、金利並びに為替の変動リスク、発行体の信用リスク等にさらされております。

デリバティブ取引は、顧客の外貨建有価証券取引に伴い、邦貨による受渡代金を確定する目的で行うものであり、投機目的の取引はありません。

株券貸借取引における有価証券担保借入金は、消費貸借契約に基づき貸し付けた有価証券の担保として受け入れているものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社における金融商品に係るリスク管理は、関連する法令や当社で定めた規程・ルールに従い、経営企画部等の各担当部署において管理を行い、これらのリスク管理全体について、原則月1回、経営会議及び取締役会において「リスク管理に関する状況報告」として報告することにより行っております。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が保有する預金は、預金保険制度により全額保護される当座預金や利息の付かない普通預金（決済用預金）とすることを基本方針としております。また、預金保険制度においてペイオフの対象となる普通預金及び預金保険制度の対象外となる外貨預金も保有しておりますが、極力残高が膨らまないよう留意し、預入先も原則として大手金融機関とするなど、信用リスクの回避に努めております。

お客さまよりお預かりしている金銭等は、金融商品取引法に基づき顧客分別金信託として、当社の資産と明確に分別し管理しております。当該信託財産は、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については、顧客との間で様々な取引条件を設けることにより、顧客の担保不足や返済の不履行などの回避に努める旨と信管理体制を整備しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場リスクには、株価の変動により発生し得る価格変動リスクと、債券等の金利の変動により発生し得る価格変動・金利リスク、外国証券取引において外国為替相場の変動により発生し得る為替リスクがあります。

投資有価証券については、発行体の業況や、その株価動向などの情報収集に努めるとともに、取得または売却に際しては、経営会議及び取締役会において個別に検討を行い、リスクの回避に努めております。

デリバティブ取引（為替予約取引）については、顧客の外貨建有価証券取引に伴うものに限定しており、実質的な為替リスクを負うものではありません。

外貨預金については、保有する主要な外貨種類ごとに保有限度額を設けて管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクの管理において、当社は流動性リスクの回避のため資金繰り管理規程を制定し、これに基づき経営企画部において週次及び日々の資金繰りを作成し、手元流動性に不足がないよう管理しております。さらに、取引金融機関との間で業務運営に十分な金額の当座貸越契約を締結しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	11,375,630	11,375,630	—
(2) 預託金	21,369,976	21,369,976	—
(3) 信用取引資産	24,909,040	24,909,040	—
① 信用取引貸付金	24,418,871	24,418,871	—
② 信用取引借証券担保金	490,168	490,168	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,399,378	3,399,378	—
資産計	61,054,024	61,054,024	—
(1) 信用取引負債	14,452,039	14,452,039	—
① 信用取引借入金	13,344,391	13,344,391	—
② 信用取引貸証券受入金	1,107,647	1,107,647	—
(2) 顧客からの預り金	17,308,006	17,308,006	—
(3) 信用取引受入保証金	5,908,102	5,908,102	—
(4) 有価証券担保借入金	1,359,219	1,359,219	—
(5) 短期借入金	3,450,000	3,450,000	—
負債計	42,477,367	42,477,367	—
デリバティブ取引（※）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	258	258	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引（※）	258	258	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等		時 価	評価損益
			内一年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建 米ドル	73,305	—	258	258
合計		73,305	—	258	258

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	766,062
出 資 金 等	1,594,988

※ 上記については、時価開示の対象とはしていません。

(2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 商品有価証券等				
株式	10	—	—	10
社債	—	1,999	—	1,999
外国債券	—	9,429	—	9,429
投資有価証券				
株式	3,387,937	—	—	3,387,937
デリバティブ取引				
通貨関連	—	258	—	258
資産計	3,387,948	11,688	—	3,399,636

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金・預金	11,375,630	—	—	11,375,630
預託金	21,369,976	—	—	21,369,976
信用取引資産	24,909,040	—	—	24,909,040
信用取引貸付金	24,418,871	—	—	24,418,871
信用取引借証券担保金	490,168	—	—	490,168
資産計	57,654,646	—	—	57,654,646
信用取引負債	14,452,039	—	—	14,452,039
信用取引借入金	13,344,391	—	—	13,344,391
信用取引貸証券受入金	1,107,647	—	—	1,107,647
顧客からの預り金	17,308,006	—	—	17,308,006
信用取引受入保証金	5,908,102	—	—	5,908,102
有価証券担保借入金	1,359,219	—	—	1,359,219
短期借入金	3,450,000	—	—	3,450,000
負債計	42,477,367	—	—	42,477,367

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式、外国株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び外国株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

預託金

預託金は期間が固定されておらず、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

信用取引資産

信用取引資産は短期で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

信用取引負債

信用取引負債は短期で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

顧客からの預り金及び信用取引受入保証金

これらは期間が固定されておらず、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

有価証券担保借入金及び短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル1に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	11,375,630	—	—	—
預託金	21,369,976	—	—	—
信用取引資産	24,909,040	—	—	—
信用取引貸付金	24,418,871	—	—	—
信用取引借証券担保金	490,168	—	—	—
合計	57,654,646	—	—	—

(注4) 信用取引負債、顧客からの預り金、信用取引受入保証金、有価証券担保借入金及び短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
信用取引負債	14,452,039	—	—	—
信用取引借入金	13,344,391	—	—	—
信用取引貸証券受入金	1,107,647	—	—	—
顧客からの預り金	17,308,006	—	—	—
信用取引受入保証金	5,908,102	—	—	—
有価証券担保借入金	1,359,219	—	—	—
短期借入金	3,450,000	—	—	—
合計	42,477,367	—	—	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	11,440	840

2. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。

3. 関連会社株式 該当事項はありません。

4. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,097,089	1,215,466	1,881,623
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	290,848	359,493	△68,645
合計		3,387,937	1,574,960	1,812,977

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。
6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 1,835円56銭
2. 1株当たりの当期純利益金額 26円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を分解した情報

	当会計期間 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	
受入手数料	3,215,961千円
委託手数料	2,474,043千円
株式	2,400,425千円
受益証券	73,618千円
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	11,713千円
株式	11,313千円
債券	400千円
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	274,913千円
株式	456千円
債券	109千円
受益証券	271,346千円
その他	3,000千円
その他の受入手数料	455,290千円
株式	51,989千円
債券	897千円
受益証券	324,864千円
その他	77,539千円
トレーディング損益	1,074,106千円
金融収益	524,191千円
営業収益合計	4,814,260千円

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

む さ し 証 券 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2022年5月24日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 日 下 部 恵 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、むさし証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

むさし証券株式会社 監査役会

常勤監査役 三澤 孝彦 ㊟

監査役 田口 慶二 ㊟

監査役 太田 孝 ㊟

(注) 監査役 田口慶二及び監査役 太田孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の略歴その他

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	小 高 富士夫 (1956年4月19日生)	1979年4月 山文証券㈱(現むさし証券㈱)入社 1994年10月 同社久米川支店長 2001年4月 当社執行役員浦和支店長 2004年1月 当社執行役員営業統括部・法人営業部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2004年3月 当社取締役執行役員営業統括部・法人営業部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2006年6月 当社取締役常務執行役員営業統括部・顧客営業室・インターネット事業部担当兼営業統括部長 2008年4月 当社取締役常務執行役員営業統括部・顧客営業室担当兼営業統括部長 2008年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	株 5,100

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	のむらまこと 野村 眞 (1961年9月19日生)	1984年4月 ㈱埼玉銀行(現りそなグループ) 入行 2004年2月 ㈱りそな銀行大塚支店長 2007年4月 ㈱りそなホールディングス財務部長 2009年6月 同社執行役財務部長 2013年4月 同社執行役財務部担当 ㈱埼玉りそな銀行取締役 2017年4月 ㈱埼玉りそな銀行代表取締役兼専務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長監査部担当 現在に至る	株 3,000
3	せとちと かずお 瀬戸本 一雄 (1958年9月5日生)	1982年4月 ㈱協和銀行(現りそなグループ) 入行 2001年4月 ㈱あさひ銀行(現りそなグループ) 鶯谷支店長 2006年3月 ㈱りそな銀行田町支店長 2009年10月 当社法人営業部付部長 2011年6月 当社理事東京営業部長兼東京営業第三部長 2012年6月 当社執行役員法人営業部・顧客営業室担当兼東京営業部長兼東京営業第三部長 2014年6月 当社取締役執行役員法人ソリューション部・顧客営業室担当兼東京営業部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼コーポレートビジネス部担当 2018年10月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼人事部副担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼ソリューション推進部担当兼人事総務部副担当 現在に至る	株 3,000

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	あん どう あつし 安 藤 敦 (1960年8月28日生)	1983年4月 ㈱埼玉銀行（現りそなグループ）入行 2000年7月 ㈱あさひ銀行（現りそなグループ）津田沼支店長 2006年6月 ㈱埼玉りそな銀行 個人部長 2011年7月 同行川越支店長 2013年7月 りそな総合研究所㈱東京営業部部长 2015年1月 当社理事経営企画部部长兼リスク統括部部长 2015年6月 当社執行役員経営企画部・財務部担当兼経営企画部部长 2016年6月 当社取締役執行役員経営企画部・財務部担当兼経営企画部部长 2017年4月 当社取締役執行役員経営企画部・財務部担当兼経営企画部部长兼IT企画室長 2018年6月 当社取締役執行役員経営企画部・財務部担当兼経営企画部部长 2019年6月 当社取締役執行役員経営企画部・財務部担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部担当現在に至る	株 3,000
5	よし はら たもつ 吉 原 保 (1967年4月19日生)	1991年4月 泉証券㈱（現SMB C日興証券㈱）入社 2004年9月 エンゼル証券㈱（現エンゼルキャピタル㈱）入社 2005年6月 当社本店営業第二部課長 2011年10月 当社東京営業第二部長 2014年6月 当社営業本部兼営業企画部部长 2015年6月 当社執行役員営業企画部・グローバル金融商品部担当兼営業企画部部长 2017年6月 当社取締役執行役員営業企画部・グローバル金融商品部・インターネット事業部担当 2018年4月 当社取締役執行役員営業企画部・営業サポート部・インターネット事業部担当 2018年10月 当社取締役執行役員営業企画部・インターネット事業部担当 2019年6月 当社取締役執行役員営業企画部担当現在に至る	株 3,000

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
6	とみ た あき お 富 田 昭 雄 (1963年1月29日生)	1986年4月 ㈱埼玉銀行(現りそなグループ) 入行 2009年2月 ㈱りそな銀行市場トレーディング室長 2012年4月 同行総合資金部長 2013年10月 当社法人ソリューション部部长 2014年5月 当社ディーリング部長兼大阪ディーリング室長 2017年1月 当社コンプライアンス部長 2018年7月 当社理事コンプライアンス部長 2019年6月 当社執行役員監査部担当兼監査部長 2020年6月 当社取締役執行役員コンプライアンス部担当 現在に至る	株 3,000

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社の現任取締役であり、当社は、全ての取締役及び監査役(社外監査役を含む。)並びに執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(以下、「当該保険契約」という。)を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等の業務として行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)等を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、当社が基本担保部分を負担し、株主代表訴訟補償特約条項分を各被保険者が負担しております。各候補者が選任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められ、また次回更新時には、同様の内容で更新することを予定しております。
3. その他の取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

第77期定時株主総会会場ご案内図

〔会 場〕

大同生命さいたま大宮ビル9階 当社本店会議室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

〔交通案内〕

JR大宮駅西口 徒歩7分

